

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)釜石広域風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年8月28日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)釜石広域風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：岩手県遠野市、釜石市及び上閉伊郡大槌町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大42,900kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

| | |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成30年 5月30日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成30年 8月21日 |
| 経済産業大臣意見 | 平成30年 8月28日 |

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)釜石広域風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域及び風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った自主的な環境影響評価の結果及び稼働中に実施した調査結果等を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業による計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

さらに、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林については、関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。

(2) 工事計画の検討

工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去工事の実施に伴う大気環境、水環境、廃棄物等の影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。

(3) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、同事業者及び他事業者による風力発電事業が供用中又は環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電設備等による特にイヌワシに対する累積的な影響が懸念される。よって、同事業者が供用中の「ユーラス釜石広域ウィンドファーム」におけるこれまでの調査で得られた情報及び同事業者が環境影響評価手続中の「(仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画」の環境影響評価の際に得られた情報を収集・整理するとともに、他事業者との情報交換等に努め、これらの情報を活用し、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、特にイヌワシの生息について、あらゆる環境保全措置を講じてもなお本事業の実施による重大な影響を十分低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(5)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1)鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)により国内希少野生動植物種に指定されている希少猛禽類であるイヌワシ及びクマタカの生息が確認されている。特にイヌワシについては、最近でも当該区域及びその周辺の採食地としての利用が確認されている。また、平成14年の既設風力発電所の設置に当たり行った自主的な環境影響評価である「釜石広域風力発電事業環境影響評価調査報告書」では、イヌワシ等の希少猛禽類等への影響は小さいと予測されているにも関わらず、平成20年9月には既設風力発電設備付近においてイヌワシの死亡個体が発見され、これはブレードに衝突し死亡したものと推察されている。

これらのことから、本事業の実施により、引き続き、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるイヌワシへの重大な影響が懸念される。

このため、イヌワシの生息に対する影響については、既設風力発電所における衝突事故に関する知見や、関係団体及び専門家等からの助言を踏まえ、適切な手法(期間・時期、地域・地点等)により生息に係る実態調査を含む調査、予測及び評価を実施すること。調査では、対象事業実施区域及びその周辺におけるイヌワシの生息にとって重要な場所(行動圏、高利用域、採食地、営巣中心域、移動経路等)とその利用実態を明らかにすること。その結果を踏まえ、本事業の実施に伴うイヌワシの生息に対する重大な影響を回避又は十分低減すること。

(2)植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査(特定植物群落調査)において特定植物群落に選定されている「和山の中間湿原」、「貞任のハンノキ林」、岩手県自然環境保全条例に基づく「和山自然環境保全地域」、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林及び林野庁により緑の回廊に設定された森林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

(3)景観に対する影響

事業実施想定区域周辺には「界木峠」、「たかむろ光水園」等の主要な眺望点が存在しているため、本事業の実施により、重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たり、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、「和山高原」、「小鎚川源流」等が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を原則回避すること。また、やむを得ず必要最小限の改変等を検討する場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査並びに予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。